

令和5年第11回宇佐市教育委員会会議録

令和5年10月30日午後2時00分、宇佐市教育委員会を33会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

教 育 長	川島 数志
教育長職務代理者	古里 万里子
委 員	佐藤 修水
委 員	徳光 優子
委 員	小野 裕美子

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	末宗 勇治
学校教育課長	三浦 圭二
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	香下 秀美

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

◎附議事項

議第81号 指定校変更について (学校教育課)

◎協議事項

指定校変更について (学校教育課)

◎報告事項

(1) 11月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和5年第11回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和5年第10回の会議録を読み上げる)
教 育 長 令和5年第10回の会議録を各委員に諮り承認される。

教 育 長 学校教育課長	議第 8 1 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。 議第 8 1 号指定校変更について、ご説明します。1 P をご覧ください。今回は、生徒指導上の理由 2 件、自宅新築 1 件、部活動 1 件、計 4 件です。なお登下校については保護者が責任を持ちます。 (詳細は議案に記載)
教 育 長 教 育 長	何か質問はありませんか。 1 番については、まだ時間もありますし、再度確認をする必要があるということで保留ということでしょうか。
委 員 教 育 長 教 育 長	異議なし。 他に質問はありませんか。 他にご意見がないようですので、承認ということでしょうか。
委 員 教 育 長	異議なし。 それでは、議第 8 1 号指定校変更についての 4 件中 3 件は承認、1 件は確認の必要があるので保留とします。次に協議事項で指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	協議事項の指定校変更について、教育委員からご意見いただいた監督者不在の手続きについて、今後の方向性について案を作りましたので協議をしていただきたいと思います。と思っています。 (別紙資料に記載)
教 育 長 委 員	ご質問はありませんか。 曖昧な部分が今まであり、判断がなかなかできない部分もありました。これを一つのたたき台として進めて、途中で不具合が出てきたら再度議論すべきかと思います。この案は、放課後児童クラブに通うのであれば不可ということをして 1 年間周知していくということですね。
学校教育課長 委 員 委 員	そうです。 私はこれで進めて欲しいと思います。 令和 6 年度周知期間ですが、変更点の説明だけではなくて、教育長が言われたように様々な不都合の部分も示して、先を見通した場合に不都合が生じることも説明していただきたいと思います。
学校教育課長 教 育 長 教 育 長	その辺についても、丁寧に説明していかなければと思います。 受付時に複数で対応しながら確実にお伝えしてください。 他にご意見はありませんか。ないようでしたら、指定校変更の監督者不在の承認基準を令和 7 年度から見直す方向でよろしいですか。
委 員 教 育 長	異議なし。 では要綱改正等手続きにつきましてはこの方向で進めてまいり

教 育 長 ます。
 次に報告第1項11月の行事等の予定について、各課に報告を求
 める。
 （詳細は議案に記載）
 教 育 長 何か質問はありませんか。
 委 員 児童生徒の食育という立場から、給食の一番適切な時間はどのく
 らいですか。
 学校給食課長 把握ができておりません。学校の授業に合わせたような形で給食
 時間は1日の日程の中で決まっていると思いますので、そこはそ
 の時間を確保できているとこちらも認識しておりますし、その時
 間に遅れないように配送できるよう取り組んでいるところです。
 委 員 人間が一番大事な食事時間をきっちり取るべきだという新聞の
 投稿を読み、感銘を受けました。食育の観点から、給食時間はた
 っぷり設ける必要があるのではないかと強く感じました。
 委 員 以前ドジョウは寄附でしたが、今はどうですか。
 学校給食課長 購入しています。単価が上がっていますが、1年に1回は提供し
 たいと考えています。
 委 員 今、給食のパンの持ち帰りはできませんが、たくさん残っていると聞
 きます。物価高騰や食育の観点からどうにかならないか。
 学校給食課長 給食衛生法で学校に提供されたものは、基本的には持ち帰って
 はいけないとなっています。食べ残りを見ると私もSDGsの時代に
 複雑な気持ちがしていますので、県等の会議の折に今後そういう
 部分が少しでも変わっていくのかも聞いてみたいと思います。
 教 育 長 他に質問はありませんか。
 教 育 長 ないようですので、その他ありませんか。
 教 育 長 ないようですので、次回教育委員会の日程について
 事 務 局 次回教育委員会の日程について、11月27日午後2時から34
 会議室で如何でしょうか。
 教 育 長 11月27日午後2時からでよろしいでしょうか。
 教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第11回定例教育委員会の閉会を告げ
 る。

（閉会 午後2時55分）

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。